

介護報酬の算定構造

介護サービス

 :令和 6年 4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

~~ニ 削除~~

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス

~~3 削除~~

- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注											
イ 身体介護	① 20分未満 0.10(単位)	-1/100	-1/100	所要時間が20分を定額として25分を増すごとに+1.00(単位)(注東)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100	深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 +20/100	特定事業所加算 +10/100	特定事業所加算 +10/100	特定事業所加算 +3/100	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100											
イ 身体介護	② 20分以上30分未満 0.15(単位)																						
イ 身体介護	③ 30分以上1時間未満 0.25(単位)																						
イ 身体介護	④ 1時間以上 0.60(単位)に30分を増すごとに+0.20(単位)																						
ロ 生活援助	① 20分以上45分未満 0.15(単位)																						
ロ 生活援助	② 45分以上 0.20(単位)																						
ハ 通院等乗降介助	0回につき 0.10(単位)																						
ニ 初回加算	0月につき +200(単位)																						
ホ 生活機能向上連携加算	① 生活機能向上連携加算 Ⅰ) 0月につき +100(単位)																						
ホ 生活機能向上連携加算	② 生活機能向上連携加算 Ⅱ) 0月につき +200(単位)																						
ヘ 口腔連携強化加算	0回につき +50(単位) (0月に1回を限度)																						
ト 認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算 Ⅰ) 0日につき +3(単位)																						
ト 認知症専門ケア加算	② 認知症専門ケア加算 Ⅱ) 0日につき +4(単位)																						
チ 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算 Ⅰ) 【月につき +所定単位×137/1000】 ② 介護職員処遇改善加算 Ⅱ) 【月につき +所定単位×100/1000】 ③ 介護職員処遇改善加算 Ⅲ) 【月につき +所定単位×55/1000】	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計																					
チ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ) 【月につき +所定単位×63/1000】 ② 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅱ) 【月につき +所定単位×42/1000】	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計																					
ツ 介護職員等ベースアップ等支援加算	0月につき +所定単位×24/1000	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計																					

： 特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

- * 緊急時訪問介護加算の算定時に限り身体介護の① 20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
- * 要介護給付費未算定減算については令和7年4月1日から適用する。
- * 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和7年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
イ 訪問入浴介護費	0回につき 1,200(単位)	※ 必要に応じて、車泊費未定額算入	※ 業務委託による未定額減価	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	※ 事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	※ 特別地域訪問入浴介護加算	※ 中山間地域等小規模事業所加算	※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
ロ 初回加算	0月につき + 200(単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	0日につき + 3(単位)								
	0日につき + 4(単位)								
ニ 看護記録強化加算	※ 前日及び前日以前30日以内に限り0回につき + 6(単位)								
ホ サービス提供体制強化加算	0回につき + 4(単位)								
	0回につき + 36(単位)								
	0回につき + 12(単位)								
ヘ 介護職員処遇改善加算	0月につき + 所定単位 × 58 / 1000 0月につき + 所定単位 × 42 / 1000 0月につき + 所定単位 × 23 / 1000								注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計
ト 介護職員等特定処遇改善加算	0月につき + 所定単位 × 21 / 1000 0月につき + 所定単位 × 15 / 1000								注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	0月につき + 所定単位 × 11 / 1000								注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計

： 特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未定額算入については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6(前)年3月1日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100
- /100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算 ①)	複数名訪問加算 ②)	時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算 ③)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の記載に基づき減算 ④
イ 指定訪問看護ステーションの場合	① 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位						1月につき +574単位			
	② 30分未満														
	③ 30分以上 1時間未満														
	④ 1時間以上 1時間30分未満														
	⑤ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ②93単位 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合	① 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	30分以上の場合 +317単位	+300単位			+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位			
	② 30分未満														
	③ 30分以上 1時間未満														
	④ 1時間以上 1時間30分未満														
ハ 定期巡回 随時対応型訪問看護事業所と連携する場合 4月につき 2,954単位	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100					+800単位					1月につき訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位	1月につき①の場合 +500単位 又は②の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内にターミナルケアを行った場合 +2,000単位		
ニ 初回加算	0月につき +300単位														
ホ 退院時共同指導加算	0回につき +600単位														
ヘ 看護 介護職員連携強化加算	0月につき +250単位														
ト 看護体制強化加算 (及びび認定する場合のみ算定)	① 看護体制強化加算 ①)	0月につき +550単位													
	② 看護体制強化加算 ②)	0月につき +200単位													
チ サービス提供体制強化加算	① 及びび認定する場合	(一) サービス提供体制強化加算 ①) 【回につき +6単位】 (二) サービス提供体制強化加算 ②) 【回につき +3単位】													
	② ハを算定する場合	(一) サービス提供体制強化加算 ①) 【月につき +50単位】 (二) サービス提供体制強化加算 ②) 【月につき +29単位】													

注：特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、(ターミナルケア)及び サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問看護については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

基本部分		利用者の数が利用定員を超えない場合	看護・介護職員の数に満たない場合	自立生活支援施設	2時間以上、3時間未満の通所介護を行う場合	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	9時間以上、10時間未満の通所介護を行う場合	共生型通所介護を行う場合	生活相談員配置等加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入居介助加算(イ)	入居介助加算(ロ)	中重度者ケア体制加算	生活機能向上支援加算(イ)	生活機能向上支援加算(ロ)	個別機能訓練加算(イ)	個別機能訓練加算(ロ)	個別機能訓練加算(ハ)	ADL維持等加算(イ)	ADL維持等加算(ロ)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養アセスメント加算	栄養改善加算	口腔ケア加算(イ)	口腔ケア加算(ロ)	科学的介護推進連携加算	事業所が同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	事業所が同一建物から利用しない場合				
イ	① 3時間以上、4時間未満	基本費1 (270) 単位																															
		基本費2 (423) 単位																															
		基本費3 (479) 単位																															
	② 4時間以上、5時間未満	基本費1 (385) 単位																															
		基本費2 (444) 単位																															
		基本費3 (502) 単位																															
	③ 5時間以上、6時間未満	基本費1 (500) 単位																															
		基本費2 (574) 単位																															
		基本費3 (648) 単位																															
	④ 6時間以上、7時間未満	基本費1 (615) 単位																															
		基本費2 (700) 単位																															
		基本費3 (785) 単位																															
	⑤ 7時間以上、8時間未満	基本費1 (730) 単位																															
		基本費2 (830) 単位																															
		基本費3 (930) 単位																															
⑥ 8時間以上、9時間未満	基本費1 (845) 単位																																
	基本費2 (960) 単位																																
	基本費3 (1075) 単位																																
ロ	① 3時間以上、4時間未満	基本費1 (294) 単位																															
		基本費2 (447) 単位																															
		基本費3 (501) 単位																															
	② 4時間以上、5時間未満	基本費1 (409) 単位																															
		基本費2 (478) 単位																															
		基本費3 (547) 単位																															
	③ 5時間以上、6時間未満	基本費1 (524) 単位																															
		基本費2 (603) 単位																															
		基本費3 (682) 単位																															
	④ 6時間以上、7時間未満	基本費1 (639) 単位																															
		基本費2 (738) 単位																															
		基本費3 (837) 単位																															
	⑤ 7時間以上、8時間未満	基本費1 (754) 単位																															
		基本費2 (873) 単位																															
		基本費3 (992) 単位																															
⑥ 8時間以上、9時間未満	基本費1 (869) 単位																																
	基本費2 (998) 単位																																
	基本費3 (1127) 単位																																
ハ	① 3時間以上、4時間未満	基本費1 (318) 単位																															
		基本費2 (471) 単位																															
		基本費3 (525) 単位																															
	② 4時間以上、5時間未満	基本費1 (433) 単位																															
		基本費2 (502) 単位																															
		基本費3 (571) 単位																															
	③ 5時間以上、6時間未満	基本費1 (548) 単位																															
		基本費2 (627) 単位																															
		基本費3 (706) 単位																															
	④ 6時間以上、7時間未満	基本費1 (663) 単位																															
		基本費2 (752) 単位																															
		基本費3 (841) 単位																															
	⑤ 7時間以上、8時間未満	基本費1 (778) 単位																															
		基本費2 (887) 単位																															
		基本費3 (996) 単位																															
⑥ 8時間以上、9時間未満	基本費1 (893) 単位																																
	基本費2 (1022) 単位																																
	基本費3 (1151) 単位																																

① サービス提供体制強化加算(イ)	単位につき22単位を加算
② サービス提供体制強化加算(ロ)	単位につき18単位を加算
③ サービス提供体制強化加算(ハ)	単位につき6単位を加算
④ 介護職員処遇改善加算(イ)	注 所定単位は、イからエまでより算出した単位数の合計
⑤ 介護職員処遇改善加算(ロ)	【月につき】+所定単位×59/1000
⑥ 介護職員処遇改善加算(ハ)	【月につき】+所定単位×43/1000
⑦ 介護職員処遇改善加算(ニ)	【月につき】+所定単位×23/1000
⑧ 介護職員等特定処遇改善加算(イ)	注 所定単位は、イからエまでより算出した単位数の合計
⑨ 介護職員等特定処遇改善加算(ロ)	【月につき】+所定単位×12/1000
⑩ 介護職員等特定処遇改善加算(ハ)	【月につき】+所定単位×10/1000
⑪ 介護職員等特定処遇改善加算(ニ)	【月につき】+所定単位×11/1000

※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、事業所同一建物から利用する者に通所介護を行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 以てを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、その単位数を算入

※ 事業所が同一建物から利用する者に通所介護を行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員等特定処遇改善加算(イ)は、介護職員等特定処遇改善加算(イ)の算定額を基礎として算定する

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
病院又は診療所の場合	① 1時間以上 2時間未満	接介護1 (361 単位)	×70/100	×70/100	×3/100	2時間以上・2時間未満の通所サービス開始の前後に日常生活上の用品を行う場合	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
		接介護2 (392 単位)																						
		接介護3 (421 単位)																						
		接介護4 (450 単位)																						
		接介護5 (481 単位)																						
	② 2時間以上 3時間未満	接介護1 (375 単位)																						
		接介護2 (431 単位)																						
		接介護3 (488 単位)																						
		接介護4 (544 単位)																						
		接介護5 (601 単位)																						
	③ 3時間以上 4時間未満	接介護1 (477 単位)																			2時間以上・4時間未満の場合 +12単位			
		接介護2 (554 単位)																						
		接介護3 (630 単位)																						
		接介護4 (727 単位)																						
		接介護5 (824 単位)																						
	④ 4時間以上 5時間未満	接介護1 (540 単位)																				4時間以上・5時間未満の場合 +16単位		
		接介護2 (626 単位)																						
		接介護3 (711 単位)																						
		接介護4 (821 単位)																						
		接介護5 (932 単位)																						
	⑤ 5時間以上 6時間未満	接介護1 (599 単位)																					5時間以上・6時間未満の場合 +20単位	
接介護2 (709 単位)																								
接介護3 (819 単位)																								
接介護4 (950 単位)																								
接介護5 (1,077 単位)																								
⑥ 6時間以上 7時間未満	接介護1 (694 単位)	6時間以上・7時間未満の場合 +24単位																						
	接介護2 (824 単位)																							
	接介護3 (953 単位)																							
	接介護4 (1,102 単位)																							
	接介護5 (1,252 単位)																							
⑦ 7時間以上 8時間未満	接介護1 (734 単位)		7時間以上・8時間未満の場合 +28単位																					
	接介護2 (868 単位)																							
	接介護3 (1,006 単位)																							
	接介護4 (1,166 単位)																							
	接介護5 (1,325 単位)																							
介護老人保健施設の場合	① 1時間以上 2時間未満			接介護1 (361 単位)	×70/100	×70/100	×3/100	2時間以上・2時間未満の通所サービス開始の前後に日常生活上の用品を行う場合	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			注
				接介護2 (392 単位)																				
				接介護3 (421 単位)																				
				接介護4 (450 単位)																				
				接介護5 (481 単位)																				
	② 2時間以上 3時間未満			接介護1 (375 単位)																				
				接介護2 (431 単位)																				
				接介護3 (488 単位)																				
				接介護4 (544 単位)																				
				接介護5 (601 単位)																				
	③ 3時間以上 4時間未満			接介護1 (477 単位)																		2時間以上・4時間未満の場合 +12単位		
		接介護2 (554 単位)																						
		接介護3 (630 単位)																						
		接介護4 (727 単位)																						
		接介護5 (824 単位)																						
	④ 4時間以上 5時間未満	接介護1 (540 単位)		4時間以上・5時間未満の場合 +16単位																				
		接介護2 (626 単位)																						
		接介護3 (711 単位)																						
		接介護4 (821 単位)																						
		接介護5 (932 単位)																						
	⑤ 5時間以上 6時間未満	接介護1 (599 単位)	5時間以上・6時間未満の場合 +20単位																					
接介護2 (709 単位)																								
接介護3 (819 単位)																								
接介護4 (950 単位)																								
接介護5 (1,077 単位)																								
⑥ 6時間以上 7時間未満	接介護1 (694 単位)	6時間以上・7時間未満の場合 +24単位																						
	接介護2 (824 単位)																							
	接介護3 (953 単位)																							
	接介護4 (1,102 単位)																							
	接介護5 (1,252 単位)																							
⑦ 7時間以上 8時間未満	接介護1 (734 単位)				7時間以上・8時間未満の場合 +28単位																			
	接介護2 (868 単位)																							
	接介護3 (1,006 単位)																							
	接介護4 (1,166 単位)																							
	接介護5 (1,325 単位)																							

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットアにおける体制が未整備である場合	身体拘束防止具の取組	消防器具の取組	消防器具の取組	消防器具の取組	廊下幅が設備基準を満たさない場合	居室を行きない場合	認知症行動・心理状態観察対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
① 診療所短期入所療養介護費 (日につき)	(-) 診療所短期入所療養介護費 (日)	a 診療所短期入所療養介護費 (a) <従来型個室>	要介護1 (705 単位)	×70/100	=17/100	=17/100	=17/100	診療所設備基準 減算 1日につき -6単位	1日につき -2単位	1日につき +20単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 7日 枠心を 得ない事情が ある場合は14 日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +18単位
			要介護2 (756 単位)										
			要介護3 (806 単位)										
			要介護4 (857 単位)										
			要介護5 (908 単位)										
			要介護6 (959 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (b) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護2 (786 単位)										
			要介護3 (836 単位)										
			要介護4 (886 単位)										
			要介護5 (936 単位)										
			要介護6 (986 単位)										
			要介護7 (1036 単位)										
		c 診療所短期入所療養介護費 (c) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (724 単位)										
			要介護2 (774 単位)										
			要介護3 (824 単位)										
			要介護4 (874 単位)										
			要介護5 (924 単位)										
			要介護6 (974 単位)										
	d 診療所短期入所療養介護費 (d) <多床室>	要介護1 (813 単位)											
		要介護2 (864 単位)											
		要介護3 (916 単位)											
		要介護4 (965 単位)											
		要介護5 (1016 単位)											
		要介護6 (1066 単位)											
e 診療所短期入所療養介護費 (e) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (847 単位)												
	要介護2 (891 単位)												
	要介護3 (934 単位)												
	要介護4 (979 単位)												
	要介護5 (1029 単位)												
	要介護6 (1079 単位)												
f 診療所短期入所療養介護費 (f) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (835 単位)												
	要介護2 (888 単位)												
	要介護3 (941 単位)												
	要介護4 (992 単位)												
	要介護5 (1045 単位)												
	要介護6 (1095 単位)												
(-) 診療所短期入所療養介護費 (日)	看護介護 <3:1>	a 診療所短期入所療養介護費 (a) <従来型個室>	要介護1 (624 単位)	×97/100	=17/100	=17/100	=17/100	診療所設備基準 減算 1日につき -6単位	1日につき -2単位	1日につき +20単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 7日 枠心を 得ない事情が ある場合は14 日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +18単位
		要介護2 (670 単位)											
		要介護3 (715 単位)											
		要介護4 (762 単位)											
		要介護5 (807 単位)											
		要介護6 (854 単位)											
b 診療所短期入所療養介護費 (b) <多床室>	要介護1 (724 単位)												
	要介護2 (774 単位)												
	要介護3 (824 単位)												
	要介護4 (874 単位)												
	要介護5 (924 単位)												
	要介護6 (974 単位)												
② ユニット型診療所短期入所療養介護費 (日につき)	(-) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (日) <ユニット型個室>	要介護1 (864 単位)	×97/100	=17/100	=17/100	=17/100	診療所設備基準 減算 1日につき -6単位	1日につき -2単位	1日につき +20単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 7日 枠心を 得ない事情が ある場合は14 日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +18単位	
		要介護2 (887 単位)											
		要介護3 (937 単位)											
		要介護4 (988 単位)											
		要介護5 (1039 単位)											
		要介護6 (1090 単位)											
	(-) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (日) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (864 単位)											
		要介護2 (918 単位)											
		要介護3 (970 単位)											
		要介護4 (1022 単位)											
		要介護5 (1076 単位)											
		要介護6 (1129 単位)											
	(-) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (日) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (854 単位)											
		要介護2 (907 単位)											
		要介護3 (959 単位)											
		要介護4 (1010 単位)											
		要介護5 (1062 単位)											
		要介護6 (1116 単位)											
(-) 経路的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (日) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (887 単位)												
	要介護2 (937 単位)												
	要介護3 (988 単位)												
	要介護4 (1039 単位)												
	要介護5 (1090 単位)												
	要介護6 (1141 単位)												
(-) 経路的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (日) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (864 単位)												
	要介護2 (918 単位)												
	要介護3 (970 単位)												
	要介護4 (1022 単位)												
	要介護5 (1076 単位)												
	要介護6 (1129 単位)												
(-) 経路的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (日) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (854 単位)												
	要介護2 (907 単位)												
	要介護3 (959 単位)												
	要介護4 (1010 単位)												
	要介護5 (1062 単位)												
	要介護6 (1116 単位)												
③ 特定診療所短期入所療養介護費	(ア) 特設ユニット	要介護1 (684 単位)	×97/100	=17/100	=17/100	=17/100	診療所設備基準 減算 1日につき -6単位	1日につき -2単位	1日につき +20単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 7日 枠心を 得ない事情が ある場合は14 日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +18単位	
	(イ) 特設ユニット	要介護2 (748 単位)											
	(ロ) 特設ユニット	要介護3 (812 単位)											
④ 1日当りの看護加算		1日につき 50単位を加算 (0日に10単位を限度)											
⑤ 療養費加算		1日につき 8単位を加算 (0日に3単位を限度)											
⑥ 認知症専門ケア加算	(ア) 認知症専門ケア加算 (ア)	1日につき 3単位を加算											
	(イ) 認知症専門ケア加算 (イ)	0日につき 4単位を加算											
⑦ 特定診療費													
⑧ 生産性向上推進体制加算	(ア) 生産性向上推進体制加算 (ア)	0日につき 100単位を加算											
	(イ) 生産性向上推進体制加算 (イ)	0日につき 100単位を加算											
⑨ サービス提供体制強化加算	(ア) サービス提供体制強化加算 (ア)	0日につき 22単位を加算											
	(イ) サービス提供体制強化加算 (イ)	0日につき 18単位を加算											
	(ロ) サービス提供体制強化加算 (ロ)	0日につき 6単位を加算											
⑩ 介護職員処遇改善加算	(ア) 介護職員処遇改善加算 (ア)	【月につき +所定単位×26/1000】 注 所定単位は、(ア)から(ロ)までに算定した単位数の合計											
	(イ) 介護職員処遇改善加算 (イ)	【月につき +所定単位×19/1000】											
	(ロ) 介護職員処遇改善加算 (ロ)	【月につき +所定単位×10/1000】											
⑪ 介護職員等特定処遇改善加算	(ア) 介護職員等特定処遇改善加算 (ア)	【月につき +所定単位×15/1000】 注 所定単位は、(ア)から(ロ)までに算定した単位数の合計											
	(イ) 介護職員等特定処遇改善加算 (イ)	【月につき +所定単位×11/1000】											
	(ロ) 介護職員等特定処遇改善加算 (ロ)	【月につき +所定単位×5/1000】											

注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注：身体拘束防止具取組加算については各月3日(1日)が適用可能

注：業務委託計画未承認加算については、承認後の予防ケア等の計上のための加算の取組は非業務委託に関する目的の計画の策定を行って受領日には、各加算(1日)1日までの適用範囲内

注：介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については各月3日(1日)まで算定可能

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者内務的申請 前未定額算	注 業務継続計画未定 額算	注 事業計画(1)中の 60件以上65件以下 の申請又は(2)中の 20件以上の申請を 20人以上の居宅介 護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護 支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集中減 算
イ 居宅介護支援費 (0月につき)	① 居宅介護支援費 (1)	要介護1・2 (1,086単位)	=1/100	=1/100	×95/100	運営基準減算 ×50/100 運営基準減算が2月 以上継続している場合 算定しない	+15/100	+10/100		
		要介護3・4・5 (1,411単位)								
		要介護1・2 (549単位)								
		要介護3・4・5 (704単位)								
		要介護1・2 (326単位)								
		要介護3・4・5 (422単位)								
	② 居宅介護支援費 (2)	要介護1・2 (1,086単位)								
		要介護3・4・5 (1,411単位)								
		要介護1・2 (527単位)								
		要介護3・4・5 (683単位)								
		要介護1・2 (316単位)								
		要介護3・4・5 (410単位)								
ロ 初回加算 0月につき +300単位)										
ハ 特定事業所加算	① 特定事業所加算 (1)	0月につき +519単位)								
	② 特定事業所加算 (2)	0月につき +321単位)								
	③ 特定事業所加算 (3)	0月につき +323単位)								
	④ 特定事業所加算 (4)	0月につき +119単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 0月につき +125単位)										
ホ 入院時情報連携加算	① 入院時情報連携加算 (1)	0月につき +250単位)								
	② 入院時情報連携加算 (2)	0月につき +200単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	① 退院・退所加算 (1)イ	6450単位)								
	② 退院・退所加算 (1)ロ	6600単位)								
	③ 退院・退所加算 (2)イ	6600単位)								
	④ 退院・退所加算 (2)ロ	6750単位)								
	⑤ 退院・退所加算 (3)	6900単位)								
ト 退院時情報連携加算 0月につき +50単位)										
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 0月に2回を限度に +200単位)										
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡及び死亡前14日以内に2 日以上在宅の訪問等を行った場合	6400単位)							

※居宅介護支援費 (1)については、介護支援専門員1人当たり取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については (1)を、60件以上の部分については (2)を算定する。
 ※居宅介護支援費 (2)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の利用に係る電子計算機を接続された居宅サービス計画の情報の共有のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については (1)を、60件以上の部分については (2)を算定する。
 ※業務継続計画未定額算については令和7年4月1日から適用する。

4 介護医療院サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注												
				夜勤を行う職員の数 を1名として算入する 場合	入所者の数が入所 者の定員に超過 する場合	医師、薬剤師、看護 師、介護職員、介護 士、介護支援等 員以外の職員を 算入しない場合	看護部が標準に 定めた看護職員 の員数に、20/100を乗 じた数未満の場合	労働のユニットが 同一ユニット時に 配置していない 等ユニットケアに 対応する体制が未 整備である場合	身体拘束禁止未 実施体制	安全管理体制未 実施体制	介護管理の標準 を満たさない場合	介護管理の標準 を満たさない場合	介護管理の標準 を満たさない場合	夜勤を行う職員 の数を1名として 算入する場合	若年性認知症人 の受け入れ体制												
イ	① I型 介護医療院 サービス費 Ⅰ	(-) I型介護医療院 サービス費 Ⅰ <従来型個室>	要介護1 (724) 単位	× 90 / 100																							
			要介護2 (832) 単位																								
			要介護3 (1070) 単位																								
		要介護4 (1172) 単位																									
		要介護5 (1264) 単位																									
		要介護1 (832) 単位																									
	(-) I型介護医療院 サービス費 Ⅰ <多床室>	要介護2 (943) 単位																									
		要介護3 (1182) 単位																									
		要介護4 (1284) 単位																									
	② I型 介護医療院 サービス費 Ⅱ	(-) I型介護医療院 サービス費 Ⅱ <従来型個室>	要介護1 (711) 単位																								
			要介護2 (820) 単位																								
			要介護3 (1058) 単位																								
要介護4 (1160) 単位																											
要介護5 (1252) 単位																											
要介護1 (820) 単位																											
(-) I型介護医療院 サービス費 Ⅱ <多床室>	要介護2 (931) 単位																										
	要介護3 (1170) 単位																										
	要介護4 (1272) 単位																										
③ I型 介護医療院 サービス費 Ⅲ	(-) I型介護医療院 サービス費 Ⅲ <従来型個室>	要介護1 (820) 単位																									
		要介護2 (930) 単位																									
		要介護3 (1168) 単位																									
	要介護4 (1270) 単位																										
	要介護5 (1362) 単位																										
	要介護1 (930) 単位																										
(-) I型介護医療院 サービス費 Ⅲ <多床室>	要介護2 (1041) 単位																										
	要介護3 (1280) 単位																										
	要介護4 (1382) 単位																										
ロ	① II型 介護医療院 サービス費 Ⅰ	(-) II型介護医療院 サービス費 Ⅰ <従来型個室>	要介護1 (873) 単位	× 90 / 100																							
			要介護2 (984) 単位																								
			要介護3 (1222) 単位																								
		要介護4 (1324) 単位																									
		要介護5 (1416) 単位																									
		要介護1 (984) 単位																									
	(-) II型介護医療院 サービス費 Ⅰ <多床室>	要介護2 (1095) 単位																									
		要介護3 (1334) 単位																									
		要介護4 (1436) 単位																									
	② II型 介護医療院 サービス費 Ⅱ	(-) II型介護医療院 サービス費 Ⅱ <従来型個室>	要介護1 (862) 単位																								
			要介護2 (973) 単位																								
			要介護3 (1211) 単位																								
要介護4 (1313) 単位																											
要介護5 (1405) 単位																											
要介護1 (973) 単位																											
(-) II型介護医療院 サービス費 Ⅱ <多床室>	要介護2 (1084) 単位																										
	要介護3 (1323) 単位																										
	要介護4 (1425) 単位																										
③ II型 介護医療院 サービス費 Ⅲ	(-) II型介護医療院 サービス費 Ⅲ <従来型個室>	要介護1 (973) 単位																									
		要介護2 (1084) 単位																									
		要介護3 (1322) 単位																									
	要介護4 (1424) 単位																										
	要介護5 (1516) 単位																										
	要介護1 (1084) 単位																										
(-) II型介護医療院 サービス費 Ⅲ <多床室>	要介護2 (1195) 単位																										
	要介護3 (1434) 単位																										
	要介護4 (1536) 単位																										
ハ	① I型特別 介護医療院 サービス費	(-) I型特別介護医療院 サービス費 Ⅰ <従来型個室>	要介護1 (884) 単位	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	- 10 / 100	- 5 単位	- 1 単位	- 2 単位	- 2 単位	- 2 単位	- 1 単位	- 1 単位	- 120 単位												
			要介護2 (995) 単位																								
			要介護3 (1233) 単位																								
		要介護4 (1335) 単位																									
		要介護5 (1427) 単位																									
		要介護1 (995) 単位																									
	(-) I型特別介護医療院 サービス費 Ⅰ <多床室>	要介護2 (1106) 単位																									
		要介護3 (1345) 単位																									
		要介護4 (1447) 単位																									
	② II型特別 介護医療院 サービス費	(-) II型特別介護医療院 サービス費 Ⅱ <従来型個室>	要介護1 (873) 単位																								
			要介護2 (984) 単位																								
			要介護3 (1222) 単位																								
要介護4 (1324) 単位																											
要介護5 (1416) 単位																											
要介護1 (984) 単位																											
(-) II型特別介護医療院 サービス費 Ⅱ <多床室>	要介護2 (1095) 単位																										
	要介護3 (1334) 単位																										
	要介護4 (1436) 単位																										
ニ	① ユニット 型 I型 介護医療院 サービス費 (Ⅰ日につき)	(-) ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット個室>	要介護1 (820) 単位	× 90 / 100																							
			要介護2 (930) 単位																								
			要介護3 (1168) 単位																								
		要介護4 (1270) 単位																									
		要介護5 (1362) 単位																									
		要介護1 (930) 単位																									
	(-) 経路的ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット個室の 多床室>	要介護2 (1041) 単位																									
		要介護3 (1280) 単位																									
		要介護4 (1382) 単位																									
	② ユニット 型 I型 介護医療院 サービス費 (Ⅱ日につき)	(-) ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット個室>	要介護1 (840) 単位																								
			要介護2 (950) 単位																								
			要介護3 (1188) 単位																								
要介護4 (1290) 単位																											
要介護5 (1382) 単位																											
要介護1 (950) 単位																											
(-) 経路的ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット個室の 多床室>	要介護2 (1061) 単位																										
	要介護3 (1300) 単位																										
	要介護4 (1402) 単位																										
ホ	① ユニット 型 II型 介護医療院 サービス費 (Ⅰ日につき)	(-) ユニット型 II型介護医療院サービス費 <ユニット個室>	要介護1 (862) 単位	× 97 / 100																							
			要介護2 (973) 単位																								
			要介護3 (1211) 単位																								
		要介護4 (1313) 単位																									
		要介護5 (1405) 単位																									
		要介護1 (973) 単位																									
(-) 経路的ユニット型 II型介護医療院サービス費 <ユニット個室の多床室>	要介護2 (1084) 単位																										
	要介護3 (1323) 単位																										
	要介護4 (1425) 単位																										
ヘ	① ユニット 型特別介護 医療院 サービス費 (Ⅰ日につき)	(-) ユニット型 I型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット個室>	要介護1 (820) 単位													× 90 / 100											
			要介護2 (930) 単位																								
			要介護3 (1168) 単位																								
		要介護4 (1270) 単位																									
		要介護5 (1362) 単位																									
		要介護1 (930) 単位																									
(-) 経路的ユニット型 I型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット個室の 多床室>	要介護2 (1041) 単位																										
	要介護3 (1280) 単位																										
	要介護4 (1382) 単位																										
② ユニット 型特別介護 医療院 サービス費 (Ⅱ日につき)	(-) ユニット型 II型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット個室>	要介護1 (862) 単位																									
		要介護2 (973) 単位																									
		要介護3 (1211) 単位																									
	要介護4 (1313) 単位																										
	要介護5 (1405) 単位																										
	要介護1 (973) 単位																										
(-) 経路的ユニット型 II型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット個室の 多床室>	要介護2 (1084) 単位																										
	要介護3 (1323) 単位																										
	要介護4 (1425) 単位																										

注 外泊時費用		入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日名限度として所定単位数に代えて1日につき36単位を算定																		
注 経行的退所サービス費		入所者に対して居室における経行的退所を認めた場合、1月につき6日名限度として1日につき80単位を算定																		
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日名限度として所定単位数に代えて1日につき36単位を算定																		
ト 初期加算	(1日につき + 30単位)																			
注 退所時支援体制加算 特2	1月につき + 100単位を算定	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。																		
注 再入所時支援体制加算 特2	1月につき + 100単位を算定	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。																		
注 退所時指導等加算 特2	<table border="1"> <tr> <td>ア 退所前指導加算</td> <td>入所中1回 又は2回名限度に、460単位を算定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 退所後指導加算</td> <td>退所後1回名限度に、460単位を算定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 退所時指導加算</td> <td>退所時1回名限度に、400単位を算定</td> <td>注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合</td> </tr> <tr> <td>エ 退所時情報提供加算</td> <td>600単位</td> <td>注 退所後の主治医に対して診療情報、介護状況、生活観等を提供した場合</td> </tr> <tr> <td>オ 退所前連携加算</td> <td>600単位</td> <td>注 退所後の療養管理のために退所前の医師、介護職員等と連携した場合</td> </tr> <tr> <td>カ 訪問看護指示加算</td> <td>600単位</td> <td>注 在宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合</td> </tr> </table>	ア 退所前指導加算	入所中1回 又は2回名限度に、460単位を算定		イ 退所後指導加算	退所後1回名限度に、460単位を算定		ウ 退所時指導加算	退所時1回名限度に、400単位を算定	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合	エ 退所時情報提供加算	600単位	注 退所後の主治医に対して診療情報、介護状況、生活観等を提供した場合	オ 退所前連携加算	600単位	注 退所後の療養管理のために退所前の医師、介護職員等と連携した場合	カ 訪問看護指示加算	600単位	注 在宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
ア 退所前指導加算	入所中1回 又は2回名限度に、460単位を算定																			
イ 退所後指導加算	退所後1回名限度に、460単位を算定																			
ウ 退所時指導加算	退所時1回名限度に、400単位を算定	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合																		
エ 退所時情報提供加算	600単位	注 退所後の主治医に対して診療情報、介護状況、生活観等を提供した場合																		
オ 退所前連携加算	600単位	注 退所後の療養管理のために退所前の医師、介護職員等と連携した場合																		
カ 訪問看護指示加算	600単位	注 在宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合																		
注 協力医療機関連携加算	<table border="1"> <tr> <td>ア 1回、1日、1週間以上、1ヶ月以上、1年以上の期間に、退所時に退所を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合</td> <td>1日につき + 20単位を算定</td> </tr> <tr> <td>イ 1回以上の協力医療機関と連携している場合</td> <td>1日につき + 10単位を算定</td> </tr> </table>	ア 1回、1日、1週間以上、1ヶ月以上、1年以上の期間に、退所時に退所を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	1日につき + 20単位を算定	イ 1回以上の協力医療機関と連携している場合	1日につき + 10単位を算定	注 各1回7月31日までの累計は100単位を算定														
ア 1回、1日、1週間以上、1ヶ月以上、1年以上の期間に、退所時に退所を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	1日につき + 20単位を算定																			
イ 1回以上の協力医療機関と連携している場合	1日につき + 10単位を算定																			
注 栄養マネジメント強化加算	1日につき + 1単位を算定	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。																		
注 経口摂食加算 特2	1日につき + 28単位を算定	注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。																		
注 経口維持加算 特2	<table border="1"> <tr> <td>ア 経口維持加算 Ⅰ</td> <td>1日につき + 400単位を算定</td> <td>注 介護管理の基準を満たさない場合は経口摂食加算を算定しない場合は、算定しない。</td> </tr> <tr> <td>イ 経口維持加算 Ⅱ</td> <td>1日につき + 100単位を算定</td> <td>注 経口摂食加算 Ⅰを算定していない場合は、算定しない。</td> </tr> </table>	ア 経口維持加算 Ⅰ	1日につき + 400単位を算定	注 介護管理の基準を満たさない場合は経口摂食加算を算定しない場合は、算定しない。	イ 経口維持加算 Ⅱ	1日につき + 100単位を算定	注 経口摂食加算 Ⅰを算定していない場合は、算定しない。													
ア 経口維持加算 Ⅰ	1日につき + 400単位を算定	注 介護管理の基準を満たさない場合は経口摂食加算を算定しない場合は、算定しない。																		
イ 経口維持加算 Ⅱ	1日につき + 100単位を算定	注 経口摂食加算 Ⅰを算定していない場合は、算定しない。																		
注 口腔衛生管理加算 特2	<table border="1"> <tr> <td>ア 口腔衛生管理加算 Ⅰ</td> <td>1日につき + 90単位を算定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 口腔衛生管理加算 Ⅱ</td> <td>1日につき + 110単位を算定</td> <td>注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを1週2回以上行い、当該入所者に必要な口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合</td> </tr> </table>	ア 口腔衛生管理加算 Ⅰ	1日につき + 90単位を算定		イ 口腔衛生管理加算 Ⅱ	1日につき + 110単位を算定	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを1週2回以上行い、当該入所者に必要な口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合													
ア 口腔衛生管理加算 Ⅰ	1日につき + 90単位を算定																			
イ 口腔衛生管理加算 Ⅱ	1日につき + 110単位を算定	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを1週2回以上行い、当該入所者に必要な口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合																		
注 療養加算	1回につき + 6単位を算定 (1日に3回名限度)																			
注 在宅復帰支援体制加算 特2	1日につき + 100単位を算定																			
注 特別診療費 特2																				
注 緊急時急診診療費	<table border="1"> <tr> <td>ア 緊急時急診管理</td> <td>1月に1回3日名限度に、1日につき518単位を算定</td> </tr> <tr> <td>イ 特定治療</td> <td></td> </tr> </table>	ア 緊急時急診管理	1月に1回3日名限度に、1日につき518単位を算定	イ 特定治療																
ア 緊急時急診管理	1月に1回3日名限度に、1日につき518単位を算定																			
イ 特定治療																				
注 認知症専門ケア加算	<table border="1"> <tr> <td>ア 認知症専門ケア加算 Ⅰ</td> <td>1日につき + 3単位を算定</td> </tr> <tr> <td>イ 認知症専門ケア加算 Ⅱ</td> <td>1日につき + 4単位を算定</td> </tr> </table>	ア 認知症専門ケア加算 Ⅰ	1日につき + 3単位を算定	イ 認知症専門ケア加算 Ⅱ	1日につき + 4単位を算定															
ア 認知症専門ケア加算 Ⅰ	1日につき + 3単位を算定																			
イ 認知症専門ケア加算 Ⅱ	1日につき + 4単位を算定																			
注 認知症チームケア推進加算	<table border="1"> <tr> <td>ア 認知症チームケア推進加算 Ⅰ</td> <td>1日につき + 150単位を算定</td> </tr> <tr> <td>イ 認知症チームケア推進加算 Ⅱ</td> <td>1日につき + 100単位を算定</td> </tr> <tr> <td>ウ 認知症チームケア推進加算 Ⅲ</td> <td>1日につき + 100単位を算定</td> </tr> </table>	ア 認知症チームケア推進加算 Ⅰ	1日につき + 150単位を算定	イ 認知症チームケア推進加算 Ⅱ	1日につき + 100単位を算定	ウ 認知症チームケア推進加算 Ⅲ	1日につき + 100単位を算定													
ア 認知症チームケア推進加算 Ⅰ	1日につき + 150単位を算定																			
イ 認知症チームケア推進加算 Ⅱ	1日につき + 100単位を算定																			
ウ 認知症チームケア推進加算 Ⅲ	1日につき + 100単位を算定																			
注 認知症行動・心理症状対応加算	1人1日につき + 200単位を算定																			
注 重度認知症疾患療養体制加算	<table border="1"> <tr> <td>ア 重度認知症疾患療養体制加算 Ⅰ</td> <td>要介護1・2 1日につき + 400単位を算定 要介護3・4・5 1日につき + 400単位を算定</td> </tr> <tr> <td>イ 重度認知症疾患療養体制加算 Ⅱ</td> <td>要介護1・2 1日につき + 200単位を算定 要介護3・4・5 1日につき + 100単位を算定</td> </tr> </table>	ア 重度認知症疾患療養体制加算 Ⅰ	要介護1・2 1日につき + 400単位を算定 要介護3・4・5 1日につき + 400単位を算定	イ 重度認知症疾患療養体制加算 Ⅱ	要介護1・2 1日につき + 200単位を算定 要介護3・4・5 1日につき + 100単位を算定															
ア 重度認知症疾患療養体制加算 Ⅰ	要介護1・2 1日につき + 400単位を算定 要介護3・4・5 1日につき + 400単位を算定																			
イ 重度認知症疾患療養体制加算 Ⅱ	要介護1・2 1日につき + 200単位を算定 要介護3・4・5 1日につき + 100単位を算定																			
注 排せつ支援加算 特2	<table border="1"> <tr> <td>ア 排せつ支援加算 Ⅰ</td> <td>1日につき + 100単位を算定</td> </tr> <tr> <td>イ 排せつ支援加算 Ⅱ</td> <td>1日につき + 150単位を算定</td> </tr> <tr> <td>ウ 排せつ支援加算 Ⅲ</td> <td>1日につき + 200単位を算定</td> </tr> </table>	ア 排せつ支援加算 Ⅰ	1日につき + 100単位を算定	イ 排せつ支援加算 Ⅱ	1日につき + 150単位を算定	ウ 排せつ支援加算 Ⅲ	1日につき + 200単位を算定													
ア 排せつ支援加算 Ⅰ	1日につき + 100単位を算定																			
イ 排せつ支援加算 Ⅱ	1日につき + 150単位を算定																			
ウ 排せつ支援加算 Ⅲ	1日につき + 200単位を算定																			
注 自立支援促進加算 特2	1日につき + 60単位を算定																			
注 科学的介護推進体制加算 特2	<table border="1"> <tr> <td>ア 科学的介護推進体制加算 Ⅰ</td> <td>1日につき + 400単位を算定</td> </tr> <tr> <td>イ 科学的介護推進体制加算 Ⅱ</td> <td>1日につき + 600単位を算定</td> </tr> </table>	ア 科学的介護推進体制加算 Ⅰ	1日につき + 400単位を算定	イ 科学的介護推進体制加算 Ⅱ	1日につき + 600単位を算定															
ア 科学的介護推進体制加算 Ⅰ	1日につき + 400単位を算定																			
イ 科学的介護推進体制加算 Ⅱ	1日につき + 600単位を算定																			
注 安全対策体制加算 特2	1人1日につき + 200単位を算定																			
注 高齢者虐待等対応体制加算	<table border="1"> <tr> <td>ア 高齢者虐待等対応体制加算 Ⅰ</td> <td>1日につき + 100単位を算定</td> </tr> <tr> <td>イ 高齢者虐待等対応体制加算 Ⅱ</td> <td>1日につき + 200単位を算定</td> </tr> </table>	ア 高齢者虐待等対応体制加算 Ⅰ	1日につき + 100単位を算定	イ 高齢者虐待等対応体制加算 Ⅱ	1日につき + 200単位を算定															
ア 高齢者虐待等対応体制加算 Ⅰ	1日につき + 100単位を算定																			
イ 高齢者虐待等対応体制加算 Ⅱ	1日につき + 200単位を算定																			
注 高齢者虐待等対応体制加算	1日につき + 200単位を算定																			
注 介護職員処遇改善加算	<table border="1"> <tr> <td>ア サービス提供体制強化加算 Ⅰ</td> <td>1日につき + 22単位を算定</td> </tr> <tr> <td>イ サービス提供体制強化加算 Ⅱ</td> <td>1日につき + 18単位を算定</td> </tr> <tr> <td>ウ サービス提供体制強化加算 Ⅲ</td> <td>1日につき + 6単位を算定</td> </tr> </table>	ア サービス提供体制強化加算 Ⅰ	1日につき + 22単位を算定	イ サービス提供体制強化加算 Ⅱ	1日につき + 18単位を算定	ウ サービス提供体制強化加算 Ⅲ	1日につき + 6単位を算定													
ア サービス提供体制強化加算 Ⅰ	1日につき + 22単位を算定																			
イ サービス提供体制強化加算 Ⅱ	1日につき + 18単位を算定																			
ウ サービス提供体制強化加算 Ⅲ	1日につき + 6単位を算定																			
注 介護職員処遇改善加算	<table border="1"> <tr> <td>ア 介護職員処遇改善加算 Ⅰ</td> <td>1月につき + 所定単位数 × 26 / 1000</td> <td>注 所定単位数は、4から5までにより算定した単位数の合計</td> </tr> <tr> <td>イ 介護職員処遇改善加算 Ⅱ</td> <td>1月につき + 所定単位数 × 19 / 1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 介護職員処遇改善加算 Ⅲ</td> <td>1月につき + 所定単位数 × 10 / 1000</td> <td></td> </tr> </table>	ア 介護職員処遇改善加算 Ⅰ	1月につき + 所定単位数 × 26 / 1000	注 所定単位数は、4から5までにより算定した単位数の合計	イ 介護職員処遇改善加算 Ⅱ	1月につき + 所定単位数 × 19 / 1000		ウ 介護職員処遇改善加算 Ⅲ	1月につき + 所定単位数 × 10 / 1000											
ア 介護職員処遇改善加算 Ⅰ	1月につき + 所定単位数 × 26 / 1000	注 所定単位数は、4から5までにより算定した単位数の合計																		
イ 介護職員処遇改善加算 Ⅱ	1月につき + 所定単位数 × 19 / 1000																			
ウ 介護職員処遇改善加算 Ⅲ	1月につき + 所定単位数 × 10 / 1000																			
注 介護職員等特定処遇改善加算	<table border="1"> <tr> <td>ア 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ</td> <td>1月につき + 所定単位数 × 15 / 1000</td> <td>注 所定単位数は、4から5までにより算定した単位数の合計</td> </tr> <tr> <td>イ 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅱ</td> <td>1月につき + 所定単位数 × 11 / 1000</td> <td></td> </tr> </table>	ア 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ	1月につき + 所定単位数 × 15 / 1000	注 所定単位数は、4から5までにより算定した単位数の合計	イ 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅱ	1月につき + 所定単位数 × 11 / 1000														
ア 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ	1月につき + 所定単位数 × 15 / 1000	注 所定単位数は、4から5までにより算定した単位数の合計																		
イ 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅱ	1月につき + 所定単位数 × 11 / 1000																			
注 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき + 所定単位数 × 5 / 1000	注 所定単位数は、4から5までにより算定した単位数の合計																		

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ へ及びを適用する場合には、特2を適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、各回7月31日までの累計を算定しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、各回6月30日までの累計を算定可能。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

 :令和6年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

ニ ~~削除~~

- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(0回につき 856単位)	-1/100	-1/100	× 95/100	× 90/100	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90/100 事業所同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100
ロ 初回加算	(0月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算 (I)								
	(0日につき +3単位)								
ニ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算 (I)								
	(0回につき +44単位)								
ホ 介護職員処遇改善加算	② サービス提供体制強化加算 (II)								
	(0回につき +36単位)								
	③ サービス提供体制強化加算 (III)								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(0回につき +12単位)								
	① 介護職員処遇改善加算 (I)								
	(月につき +所定単位×58/100)								
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	② 介護職員処遇改善加算 (II)								
	(月につき +所定単位×42/100)								
チ 介護職員等特定処遇改善加算	③ 介護職員処遇改善加算 (III)								
	(月につき +所定単位×23/100)								
リ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算 (I)								
	(月につき +所定単位×21/100)								
ル 介護職員等特定処遇改善加算	② 介護職員等特定処遇改善加算 (II)								
	(月につき +所定単位×15/100)								
ロ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(月につき +所定単位×11/100)								

注：特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
- 〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		准看護師の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算(イ)	複数名訪問加算(ロ)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所等同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(ホ)	特別管理加算	利用を開始した日以後の12月を範囲として12月を範囲として介護予防訪問看護を行った場合
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	① 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (602単位)	× 90/100	夜間又は早朝の場合 + 25/100 深夜の場合 + 50/100	30分未満の場合 + 254単位	30分未満の場合 + 201単位	+ 300単位	事業所等同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	1月につき + 57単位	1月につき + 500単位 又は ①の場合 + 250単位	- 5単位
	② 30分未満 (450単位)												
	③ 30分以上1時間未満 (792単位)												
	④ 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)												
	⑤ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (88単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100												
ロ 病院又は診療所の場合	① 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	× 90/100	深夜の場合 + 50/100	30分未満の場合 + 402単位	30分以上の場合 + 317単位	+ 300単位	事業所等同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	1月につき + 315単位	1月につき + 500単位 又は ①の場合 + 250単位	- 5単位
	② 30分未満 (381単位)												
	③ 30分以上1時間未満 (652単位)												
	④ 1時間以上1時間30分未満 (812単位)												
ハ 初回加算		0月につき + 300単位											
ニ 退院時共同指導加算		0月につき + 600単位											
ホ 看護体制強化加算		0月につき + 100単位											
ヘ サービス提供体制強化加算		① サービス提供体制強化加算(イ) 0回につき + 6単位 ② サービス提供体制強化加算(ロ) 0回につき + 3単位											

： 特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時介護予防訪問看護加算、特別管理加算及び サービス提供体制強化加算は、支給限度管理の対象外の算定項目
事業所等同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
※ 1月以内の2回以降の緊急時訪問看護については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注
		事業所等同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	前期後半リハビリテーション実施加算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	利用を開始した日以後の12月を範囲として12月を範囲として介護予防訪問リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所等同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90/100 事業所等同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	1日につき + 200単位	- 50単位	- 5単位
	介護老人保健施設の場合							
	介護医療院の場合							
ロ 事業所評価加算		0月につき 120単位(を加算)						
ハ サービス提供体制強化加算		① サービス提供体制強化加算(イ) 0回につき + 6単位 ② サービス提供体制強化加算(ロ) 0回につき + 3単位						

： 特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び サービス提供体制強化加算は、支給限度管理の対象外の算定項目
事業所等同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
			特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 自 2回/月(限度)	① 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (②以外)	ア) 単一建物居住者1人に対して行う場合 614単位			
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位			
		エ) ア)及びイ)以外の場合 445単位			
	② 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) 在宅時医学総合管理科又は特定施設入居型等医学総合管理科を認定する場合)	ア) 単一建物居住者1人に対して行う場合 298単位			
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 289単位			
		エ) ア)及びイ)以外の場合 259単位			
ロ 歯科医師が行う場合 自 2回/月(限度)	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 516単位	+ 15/ 100	+ 10/ 100	+ 5/ 100	
	② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位				
	③ ア)及び②以外の場合 440単位				
ハ 薬剤師が行う場合	① 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 自 2回/月(限度)	ア) 単一建物居住者1人に対して行う場合 669単位	注 特別な薬剤の投与が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に際する必要な薬学的管理指導を行った場合 + 100単位		
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 419単位			
		エ) ア)及びイ)以外の場合 379単位			
	② 薬局の薬剤師の場合 自 4回/月(限度)	ア) 単一建物居住者1人に対して行う場合 517単位			
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 378単位			
		エ) ア)及びイ)以外の場合 341単位			
西) 情報通信機器を用いて行う場合 自 1回/月(限度) 459単位					
ニ 管理栄養士が行う場合 自 2回/月(限度)	① 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	ア) 単一建物居住者1人に対して行う場合 644単位			
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位			
		エ) ア)及びイ)以外の場合 443単位			
	② 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	ア) 単一建物居住者1人に対して行う場合 624単位			
		イ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 466単位			
		エ) ア)及びイ)以外の場合 423単位			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 自 4回/月(限度)	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 361単位	+ 15/ 100	+ 10/ 100	+ 5/ 100	
	② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 325単位				
	③ ア)及び②以外の場合 294単位				

※ ハ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注								
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	+240単位								
		要支援2						2,053単位	-376単位	-20単位					
	介護老人保健施設の場合	要支援1						2,053単位	-376単位	-20単位					
		要支援2						3,999単位	-752単位	-40単位					
	介護医療院の場合	要支援1						2,053単位	-376単位	-20単位					
		要支援2						3,999単位	-752単位	-40単位					
	ロ 運動器機能向上加算 (月につき 225単位を加算)														
	ハ 栄養アセスメント加算 (月につき 50単位を加算)														
	ニ 栄養改善加算 (月につき 200単位を加算)														
	ホ 口腔栄養スクリーニング加算	① 口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ(1回につき 20単位を加算 6月に1回を限度)													
		② 口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ(1回につき 5単位を加算 6月に1回を限度)													
	ヘ 口腔機能向上加算	① 口腔機能向上加算Ⅰ(月につき 150単位を加算)													
② 口腔機能向上加算Ⅱ(月につき 160単位を加算)															
ト 選択的サービス複数実施加算	① 選択的サービス複数実施加算Ⅰ	運動器機能向上及び栄養改善													
		運動器機能向上及び口腔機能向上	0月につき 480単位を加算												
		栄養改善及び口腔機能向上	0月につき 480単位を加算												
	② 選択的サービス複数実施加算Ⅱ	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	0月につき 700単位を加算												
チ 事業所評価加算 (月につき 120単位を加算)															
リ 科学的介護推進体制加算 (月につき 40単位を加算)															
ヌ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1	0月につき 88単位を加算												
		要支援2	0月につき 176単位を加算												
	② サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援1	0月につき 72単位を加算												
		要支援2	0月につき 144単位を加算												
	③ サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援1	0月につき 24単位を加算												
		要支援2	0月につき 48単位を加算												
ル 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算Ⅰ (月につき +所定単位×47/1000)						注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計								
	② 介護職員処遇改善加算Ⅱ (月につき +所定単位×34/1000)														
	③ 介護職員処遇改善加算Ⅲ (月につき +所定単位×19/1000)														
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (月につき +所定単位×20/1000)						注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計								
	② 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (月につき +所定単位×17/1000)														
ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(月につき +所定単位×10/1000)						注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計								

： 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 【日につき】	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 (322 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100
		要支援2 (272 単位)										
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【宅強化型】	要支援1 (632 単位)									
		要支援2 (272 単位)										
	c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>【基本型】	要支援1 (611 単位)										
	要支援2 (242 単位)											
	d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>【宅強化型】	要支援1 (672 単位)										
	要支援2 (311 単位)											
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健(看護職員配置)>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (281 単位)									
		要支援2 (231 単位)										
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 (642 単位)									
		要支援2 (281 単位)										
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健(看護オンコール体制)>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (382 単位)									
		要支援2 (231 単位)										
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【療養型】	要支援1 (692 単位)									
		要支援2 (281 単位)										
(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <従来型個室>	要支援1 (972 単位)										
	要支援2 (211 単位)											
	b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	要支援1 (931 単位)										
	要支援2 (231 単位)											
ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 【日につき】	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット個室>【基本型】	要支援1 (621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100
		要支援2 (272 単位)										
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット個室>【宅強化型】	要支援1 (632 単位)									
		要支援2 (242 単位)										
	c 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット個室の多床室>【基本型】	要支援1 (621 単位)										
	要支援2 (282 単位)											
	d 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット個室の多床室>【宅強化型】	要支援1 (682 単位)										
	要支援2 (311 単位)											
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健(看護職員配置)>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット個室>【療養型】	要支援1 (632 単位)									
		要支援2 (311 単位)										
		b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット個室の多床室>【療養型】	要支援1 (692 単位)									
		要支援2 (311 単位)										
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健(看護オンコール体制)>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット個室>【療養型】	要支援1 (732 単位)									
		要支援2 (311 単位)										
		b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット個室の多床室>【療養型】	要支援1 (792 単位)									
		要支援2 (311 単位)										
(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット個室>	要支援1 (931 単位)										
	要支援2 (272 単位)											
	b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット個室の多床室>	要支援1 (891 単位)										
	要支援2 (272 単位)											
注	特別療養費	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	【日につき 27単位を加算】									
注	療養体制維持特別加算	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	【日につき 57単位を加算】									
注	総合ケア管理加算	利用中に1日1回限りに、日につき27単位を加算										
注	在宅連携強化加算	0日につき 50単位 (月に1回を限度)										
注	療養食加算	0日につき 8単位を加算 (月に3回を限度)										
注	認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) 0日につき 2単位を加算 (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) 0日につき 2単位を加算										
注	緊急時治療費	(一)緊急時治療管理 療養型老健(看護職員配置) 【月に1回3日を超えて、日につき518単位を算定】 療養型老健(看護) 【月に1回3日を超えて、日につき518単位を算定】 (二)特定治療										
注	介護職員等特定処遇改善加算	(一)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 0日につき 10単位を加算 (二)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 0日につき 10単位を加算 (三)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) 0日につき 6単位を加算										
注	介護職員等特定処遇改善加算	(一)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 【月につき 所定単位数×30/1000】 (二)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 【月につき 所定単位数×29/1000】 (三)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) 【月につき 所定単位数×16/1000】										
注	介護職員等特定処遇改善加算	(一)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 【月につき 所定単位数×21/1000】 (二)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 【月につき 所定単位数×17/1000】										
注	介護職員等ベースアップ等支援加算	【月につき 所定単位数×8/1000】 所定単位数は、0から10までの算定した単位数の合計										

注	特別療養費	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	【日につき 27単位を加算】
注	療養体制維持特別加算	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	【日につき 57単位を加算】
注	総合ケア管理加算	利用中に1日1回限りに、日につき27単位を加算	
注	在宅連携強化加算	0日につき 50単位 (月に1回を限度)	
注	療養食加算	0日につき 8単位を加算 (月に3回を限度)	
注	認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) 0日につき 2単位を加算 (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) 0日につき 2単位を加算	
注	緊急時治療費	(一)緊急時治療管理 療養型老健(看護職員配置) 【月に1回3日を超えて、日につき518単位を算定】 療養型老健(看護) 【月に1回3日を超えて、日につき518単位を算定】 (二)特定治療	
注	介護職員等特定処遇改善加算	(一)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 0日につき 10単位を加算 (二)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 0日につき 10単位を加算 (三)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) 0日につき 6単位を加算	
注	介護職員等特定処遇改善加算	(一)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 【月につき 所定単位数×30/1000】 (二)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 【月につき 所定単位数×29/1000】 (三)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) 【月につき 所定単位数×16/1000】	
注	介護職員等特定処遇改善加算	(一)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 【月につき 所定単位数×21/1000】 (二)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 【月につき 所定単位数×17/1000】	
注	介護職員等ベースアップ等支援加算	【月につき 所定単位数×8/1000】 所定単位数は、0から10までの算定した単位数の合計	

注：特別療養費と緊急時治療費、サービズ提供体制強化加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

注：身体拘束禁止未実施等については各前項(Ⅰ)日につき適用する。

注：業務終了後未実施等については、施設長の指示及び人員の配置状況等に基づき算定する。業務終了後未実施等については、各前項(Ⅰ)日につき適用しない。

注：介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、各前項(Ⅰ)日につき適用しない。

口 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）	療養介護費 （介護費）		
① 病院療養 介護予防短期 入所療養 介護費 （日につき）	(-) 病院療養 介護予防短期 入所療養 介護費 （日につき）	a 病院療養介護予防短期入所療養 介護費 ＜従来型個室＞	要支援1 (512 単位)																		
			要支援2 (488 単位)																		
		b 病院療養介護予防短期入所療養 介護費 ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要支援1 (570 単位)																		
			要支援2 (710 単位)																		
		c 病院療養介護予防短期入所療養 介護費 ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要支援1 (560 単位)																		
			要支援2 (700 単位)																		
	d 病院療養介護予防短期入所療養 介護費 ＜多床室＞	要支援1 (690 単位)																			
		要支援2 (767 単位)																			
	e 病院療養介護予防短期入所療養 介護費 ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要支援1 (630 単位)																			
		要支援2 (801 単位)																			
	f 病院療養介護予防短期入所療養 介護費 ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要支援1 (620 単位)																			
		要支援2 (788 単位)																			
② 病院療養 介護予防短期 入所療養 介護費 （日につき）	(-) 病院療養 介護予防短期 入所療養 介護費 （日につき）	a 病院療養介護予防短期入所療養 介護費 ＜従来型個室＞	要支援1 (512 単位)																		
			要支援2 (484 単位)																		
		b 病院療養介護予防短期入所療養 介護費 ＜療養機能強化型＞ ＜従来型個室＞	要支援1 (530 単位)																		
		要支援2 (661 単位)																			
	c 病院療養介護予防短期入所療養 介護費 ＜多床室＞	要支援1 (670 単位)																			
		要支援2 (722 単位)																			
③ ユニツ 療養介護 介護費 （日につき）	(-) ユニツ療養介護 介護費 （日につき）	a 病院療養介護経型介護予防短期 入所療養介護費 ＜従来型個室＞	要支援1 (532 単位)																		
			要支援2 (660 単位)																		
		b 病院療養介護経型介護予防短期 入所療養介護費 ＜多床室＞	要支援1 (610 単位)																		
	要支援2 (722 単位)																				
④ ユニツ 療養介護 介護費 （日につき）	(-) ユニツ療養介護 介護費 （日につき）	a ユニツ療養介護 介護費 ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニツ個室＞	要支援1 (652 単位)																		
			要支援2 (790 単位)																		
		b ユニツ療養介護 介護費 ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニツ個室＞	要支援1 (652 単位)																		
		要支援2 (813 単位)																			
	c 経過的ユニツ療養介護 介護費 ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニツ個室の多床室＞	要支援1 (652 単位)																			
		要支援2 (790 単位)																			
⑤ ユニツ 療養介護 介護費 （日につき）	(-) ユニツ療養介護 介護費 （日につき）	a ユニツ療養介護 介護費 ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニツ個室の多床室＞	要支援1 (652 単位)																		
			要支援2 (813 単位)																		
		b 経過的ユニツ療養介護 介護費 ＜ユニツ個室の多床室＞	要支援1 (652 単位)																		
	要支援2 (813 単位)																				

① 特定療養費加算 (日につき 5,500円 (0日~101名程度))
 ② 療養員加算 (日につき 8単位を加算 0日~3名程度)
 ③ 認知症専門ケア加算 (日につき 3単位を加算)
 ④ 認知症専門ケア加算 (日につき 4単位を加算)
 ⑤ 特定診療費
 ⑥ 介護職員等特定処遇改善加算 (日につき 10単位を加算)
 ⑦ サーチ支援体制強化加算 (日につき 2,2単位を加算)
 ⑧ サーチ支援体制強化加算 (日につき 1,9単位を加算)
 ⑨ サーチ支援体制強化加算 (日につき 6単位を加算)
 ⑩ 介護職員処遇改善加算 (日につき +所定単位×26/1000)
 ⑪ 介護職員処遇改善加算 (日につき +所定単位×19/1000)
 ⑫ 介護職員処遇改善加算 (日につき +所定単位×10/1000)
 ⑬ 介護職員等特定処遇改善加算 (日につき +所定単位×15/1000)
 ⑭ 介護職員等特定処遇改善加算 (日につき +所定単位×11/1000)
 ⑮ 介護職員等ベースアップ等
 支援加算 (日につき +所定単位×5/1000)

※ 医師の人員配置減算を適用する場合は、医師経費削減減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合は、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和5年4月1日より適用となる。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
① 診療所介護予防短期入所療養介護費 (日につき)	(-) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 (530 単位)	× 70 / 100	= 1 / 100	= 1 / 100	= 1 / 100	診療所設備基準減算 1日につき - 60単位	1日につき - 25単位	1日につき + 200単位 (7日間を限度)	1日につき + 120単位	片道につき + 184単位		
		要支援2 (666 単位)												
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (559 単位)											
		要支援2 (693 単位)												
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549 単位)											
		要支援2 (684 単位)												
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要支援1 (589 単位)											
		要支援2 (747 単位)												
	(II) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 (471 単位)											
		要支援2 (588 単位)												
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1 (537 単位)											
		要支援2 (678 単位)												
		② ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (日につき)	(-) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I)										要支援1 (616 単位)	× 97 / 100
			要支援2 (775 単位)											
(II) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (643 単位)													
要支援2 (804 単位)														
(III) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (634 単位)													
要支援2 (793 単位)														
③ 介護職員処遇改善加算	(-) 介護職員処遇改善加算 (I) (月につき + 所定単位 × 26 / 1000)	注 所定単位は、①から⑥までにより算定した単位数の合計												
	(II) 介護職員処遇改善加算 (II) (月につき + 所定単位 × 19 / 1000)													
	(III) 介護職員処遇改善加算 (III) (月につき + 所定単位 × 10 / 1000)													
	(IV) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、①から⑥までにより算定した単位数の合計												
(V) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (月につき + 所定単位 × 11 / 1000)														
(VI) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (月につき + 所定単位 × 5 / 1000)	注 所定単位は、①から⑥までにより算定した単位数の合計													

注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用し、

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (月につき)	①介護予防支援費(Ⅰ) 地域包括支援センターが行う場合) _442単位)	-1/100	-1/100	+15/100	+10/100	+5/100
	②介護予防支援費(Ⅱ) 指定居宅介護支援事業者が行う場合) _472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)						
ハ 委託連携加算 (①を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

 :令和6年4月改定箇所

- I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 定期巡回 随時対応型訪問介護看護費
 - 2 夜間対応型訪問介護費
 - 2-2 地域密着型通所介護費
 - 3 認知症対応型通所介護費
 - 4 小規模多機能型居宅介護費
 - 5 認知症対応型共同生活介護費
 - 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
 - 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 8 複合型サービス費
- II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護予防認知症対応型通所介護費
 - 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
 - 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域夜間対応型訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費 (I)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	=1/100	=1/100	1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)								
	随時訪問サービス費(I) (1回につき 567単位)								
	随時訪問サービス費(II) (1回につき 764単位)								
ロ 夜間対応型訪問介護費 (II)	(1月につき 2,702単位)				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85/100				
ハ 認知症専門ケア加算	① イを算定する場合 基本夜間対応型訪問介護費を除く	(-) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき + 3単位)							
		(-) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき + 4単位)							
	② ロを算定する場合	(-) 認知症専門ケア加算 (I) (1月につき + 90単位)							
		(-) 認知症専門ケア加算 (II) (1月につき + 120単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	① イを算定する場合 基本夜間対応型訪問介護費を除く	(-) サービス提供体制強化加算 (I) (1回につき + 22単位)							
		(-) サービス提供体制強化加算 (II) (1回につき + 18単位)							
		(-) サービス提供体制強化加算 (III) (1回につき + 6単位)							
	② ロを算定する場合	(-) サービス提供体制強化加算 (I) (1月につき + 154単位)							
		(-) サービス提供体制強化加算 (II) (1月につき + 126単位)							
		(-) サービス提供体制強化加算 (III) (1月につき + 42単位)							
ホ 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき + 所定単位 × 137/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							
	② 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき + 所定単位 × 100/1000)								
	③ 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき + 所定単位 × 55/1000)								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき + 所定単位 × 63/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							
	② 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき + 所定単位 × 42/1000)								
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位 × 24/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							

： 特別地域夜間対応型訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			登録者数が従業者の員数を超過する場合は、従業者の員数を基準とする。	特別地域小規模多機能型居宅介護費	特別地域小規模多機能型居宅介護費	特別地域小規模多機能型居宅介護費	特別地域小規模多機能型居宅介護費	特別地域小規模多機能型居宅介護費	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	① 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (18,458 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	
		要介護2 (15,270 単位)							
		要介護3 (22,389 単位)							
		要介護4 (24,627 単位)							
		要介護5 (27,228 単位)							
	② 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (18,458 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100
		要介護2 (15,270 単位)							
		要介護3 (22,389 単位)							
		要介護4 (24,627 単位)							
		要介護5 (27,228 単位)							
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)	要介護1 (272 単位)								
	要介護2 (230 単位)								
	要介護3 (204 単位)								
	要介護4 (222 単位)								
	要介護5 (244 単位)								
ハ 初期加算 (を算定する場合のみ算定) (1日につき 309単位を加算)									
二 認知症加算 (を算定する場合のみ算定)			① 認知症加算 (Ⅰ) 1日につき 400単位を加算 ② 認知症加算 (Ⅱ) 1日につき 400単位を加算 ③ 認知症加算 (Ⅲ) 1日につき 700単位を加算 ④ 認知症加算 (Ⅳ) 1日につき 300単位を加算						
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (を算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)									
ト 看護職員配置加算 (を算定する場合のみ算定)	① 看護職員配置加算 (Ⅰ)	1月につき 900単位を加算							
	② 看護職員配置加算 (Ⅱ)	1月につき 700単位を加算							
	③ 看護職員配置加算 (Ⅲ)	1月につき 480単位を加算							
チ 看取り連携体制加算 (を算定する場合のみ算定) (1日につき 649単位を加算)									
リ 訪問体制強化加算 (を算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)									
ニ 総合マネジメント体制強化加算 (を算定する場合のみ算定)			① 総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ) 1日につき 1,200単位を加算 ② 総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱ) 1日につき 800単位を加算						
ル 生活機能向上連携加算	① 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	1月につき +100単位							
	② 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	1月につき +200単位							
ヲ 日課(栄養スクリーニング)加算 (を算定する場合のみ算定) (1日につき 20単位を加算 ①に1回を限度)									
ワ 科学的介護推進体制加算 (を算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)									
ウ 生産性向上策実施加算 (を算定する場合のみ算定)			① 生産性向上策実施加算 (Ⅰ) 1日につき 100単位を加算 ② 生産性向上策実施加算 (Ⅱ) 1日につき 100単位を加算						
エ サービス提供体制強化加算	① を算定している場合	(ア) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 1日につき 750単位を加算 (イ) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 1月につき 640単位を加算 (ロ) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 1月につき 320単位を加算 (ハ) サービス提供体制強化加算 (Ⅳ) 1日につき 250単位を加算							
	② を算定していない場合	(ア) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 1日につき 21単位を加算 (イ) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 1日につき 190単位を加算							
イ 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1月につき +所定単位 × 102 / 1000	注 所定単位は、イからエまでより算定した単位数の合計						
	② 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1月につき +所定単位 × 74 / 1000							
	③ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1月につき +所定単位 × 41 / 1000							
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	1月につき +所定単位 × 15 / 1000	注 所定単位は、イからエまでより算定した単位数の合計						
	② 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	1月につき +所定単位 × 12 / 1000							
ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき +所定単位 × 17 / 1000	注 所定単位は、イからエまでより算定した単位数の合計						

※ イのを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 認知症対応型共同生活介護費 【日につき】	① 認知症対応型共同生活介護費 (イ)	要介護1 ($\times 265$ 単位)	$\times 97/100$	$\times 70/100$	$\times 70/100$	$-10/100$	$-1/100$	$-3/100$	3人以上で成 績を行う職員 の人数を2人 以上とする場 合	認知症対応 型共同生活 介護費(イ)	若年性認知症 利用者入居 費
		要介護2 ($\times 201$ 単位)									
		要介護3 ($\times 224$ 単位)									
		要介護4 ($\times 241$ 単位)									
		要介護5 ($\times 259$ 単位)									
	② 認知症対応型共同生活介護費 (ロ)	要介護1 ($\times 253$ 単位)									
		要介護2 ($\times 238$ 単位)									
		要介護3 ($\times 212$ 単位)									
		要介護4 ($\times 228$ 単位)									
		要介護5 ($\times 245$ 単位)									
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 【日につき】※	① 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (イ)	要介護1 ($\times 263$ 単位)	$\times 97/100$	$\times 70/100$	$\times 70/100$	$-10/100$	$-1/100$	$-3/100$	3人以上で成 績を行う職員 の人数を2人 以上とする場 合	認知症対応 型共同生活 介護費(ロ)	若年性認知症 利用者入居 費
		要介護2 ($\times 203$ 単位)									
		要介護3 ($\times 226$ 単位)									
		要介護4 ($\times 243$ 単位)									
		要介護5 ($\times 261$ 単位)									
	② 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (ロ)	要介護1 ($\times 233$ 単位)									
		要介護2 ($\times 217$ 単位)									
		要介護3 ($\times 211$ 単位)									
		要介護4 ($\times 236$ 単位)									
		要介護5 ($\times 253$ 単位)									
注 入院時費用		利用者が高齢又は診療所への入院を要し場合、月に居住費額を以て所定単位数に代えて日につき240単位を算定									
注 看取の通知加算 【を算定する場合のみ算定】		① 死亡日以前31日以上45日以下 日につき 72単位を加算 ② 死亡日以前 46日以上30日以下 日につき 144単位を加算 ③ 死亡日以前 2日又は3日 日につき 680単位を加算 ④ 死亡日 日につき 280単位を加算									
ハ 初期加算 【を算定する場合のみ算定】		日につき 30単位を加算									
ニ 協力医療機関連携加算 【を算定する場合のみ算定】		① 加算 医療科+外部委託科連携している協力医療機関に連携している場合 日につき 100単位を加算 ② 加算 1日以上の協力医療機関に連携している場合 日につき 100単位を加算									
ヒ 医療連携体制加算		① 医療連携体制加算(ⅰ) 日につき 22単位を加算 ② 医療連携体制加算(ⅱ) 日につき 22単位を加算 ③ 医療連携体制加算(ⅲ) 日につき 22単位を加算 ④ 医療連携体制加算(ⅳ) 日につき 22単位を加算									
ヘ 認知症専門ケア加算 【を算定する場合のみ算定】		日につき 600単位を加算 (利用者1人につき 240単位を限度)									
ト 認知症専門ケア加算 【を算定する場合のみ算定】		① 認知症専門ケア加算(ⅰ) 日につき 39単位を加算 ② 認知症専門ケア加算(ⅱ) 日につき 49単位を加算									
チ 認知症チームケア加算 【を算定する場合のみ算定】		① 認知症チームケア加算(ⅰ) 日につき 100単位を加算 ② 認知症チームケア加算(ⅱ) 日につき 120単位を加算									
テ 生活機能向上連携加算		① 生活機能向上連携加算(ⅰ) 日につき 100単位を加算 ② 生活機能向上連携加算(ⅱ) 日につき 200単位を加算									
ツ 栄養管理体制加算 【を算定する場合のみ算定】		日につき 30単位を加算									
タ 工務衛生管理体制加算 【を算定する場合のみ算定】		日につき 30単位を加算									
タ 口腔・栄養スクリーニング加算 【を算定する場合のみ算定】		日につき 20単位を加算 (月に3回を限度)									
チ 科学的介護推進体制加算 【を算定する場合のみ算定】		日につき 40単位を加算									
コ 高齢者虐待等対応加算(ⅰ)		日につき 100単位を加算									
コ 高齢者虐待等対応加算(ⅱ)		日につき 50単位を加算									
セ 高齢者虐待等対応加算(ⅲ)		日につき 50単位を加算									
セ 高齢者虐待等対応加算(ⅳ)		日につき 50単位を加算									
ケ 介護職員処遇改善加算		① サービス提供体制強化加算(ⅰ) 日につき 29単位を加算 ② サービス提供体制強化加算(ⅱ) 日につき 189単位を加算 ③ サービス提供体制強化加算(ⅲ) 日につき 69単位を加算									
ニ 介護職員処遇改善加算		① 介護職員処遇改善加算(ⅰ) 月につき 所定単位数×111/1000 ② 介護職員処遇改善加算(ⅱ) 月につき 所定単位数×81/1000 ③ 介護職員処遇改善加算(ⅲ) 月につき 所定単位数×45/1000									
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算		① 介護職員等特定処遇改善加算(ⅰ) 月につき 所定単位数×31/1000 ② 介護職員等特定処遇改善加算(ⅱ) 月につき 所定単位数×23/1000									
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算		月につき 所定単位数×23/1000									

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給額見解欄に含まれる。
 ※ 身体介護(手洗い・歯磨き)については、280単位を280単位とし、50/100、61/100を算定する。
 ※ 要介護1以上要介護5までは、感状の交付及び入居申請の申込みが満期の介護費及び介護費に関する目標の算定の算定を行っている場合は、令和7年(2025年)3月まで算定可能。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員処遇改善加算(ⅰ)及び(ⅱ)については、令和7年(2025年)3月まで算定可能。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
		登録者が介護職員を招入する場合又は	定員の員数が基準に満たない場合	身体相違防止未実施減算	高齢者向け施設設置未実施減算	要介護2以上未実施減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	① 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)					×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要支援2 (6,972 単位)								
	② 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,109 単位)								
		要支援2 (6,281 単位)								
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位)								
		要支援2 (531 単位)								
ハ 初期加算 (を算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算								
ニ 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (を算定する場合のみ算定)		【日につき 200単位を加算 (1回を限度)】								
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (を算定する場合のみ算定)		【月につき 450単位を加算】								
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (を算定する場合のみ算定)		① 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) 【月につき 1,200単位を加算】 ② 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) 【月につき 600単位を加算】								
ト 生活機能向上連携加算		①生活機能向上連携加算(Ⅰ) 【月につき +100単位】 ②生活機能向上連携加算(Ⅱ) 【月につき +200単位】								
チ 口腔栄養スクリーニング加算 (を算定する場合のみ算定)		0回につき 20単位を加算 (6月に1回を限度)								
リ 科学的介護推進体制加算 (を算定する場合のみ算定)		【月につき 40単位を加算】								
五 生産性向上推進体制加算		①生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 【月につき 100単位を加算】 ②生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 【月につき 100単位を加算】								
シ サービス提供体制強化加算		① イを算定している場合		(ア) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 【月につき 30単位を加算】 (イ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 【月につき 640単位を加算】 (ロ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 【月につき 350単位を加算】		② ロを算定している場合		(ア) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 【月につき 250単位を加算】 (イ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 【月につき 210単位を加算】 (ロ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 【月につき 120単位を加算】		
サ 介護職員処遇改善加算		① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 【月につき +所定単位×102/1,000】 ② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 【月につき +所定単位×74/1,000】 ③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 【月につき +所定単位×41/1,000】		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計						
タ 介護職員等特定処遇改善加算		① 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 【月につき +所定単位×15/1,000】 ② 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 【月につき +所定単位×12/1,000】		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計						
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		【月につき +所定単位×17/1,000】 注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計								

注：特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ②を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ①の単位数を算入

※ 身体相違防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する自治体計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日まで適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	① 介護予防認知症対応型共同生活介護費 Ⅰ	要支援 2 (264 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	= 10 / 100	= 1 / 100	= 3 / 100	1日につき 50単位	1日につき 25単位	1日につき 200単位 (1日単位を限度)	1日につき 120単位
	② 介護予防認知症対応型共同生活介護費 Ⅱ	要支援 2 (740 単位)										
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	① 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 Ⅰ	要支援 2 (780 単位)										
	② 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 Ⅱ	要支援 2 (772 単位)										
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を被した場合、月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
1 初期加算 (各算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算									
2 認知症高齢者施設加算 (各算定する場合のみ算定)			650単位を加算									
3 退院時相談援助加算 (各算定する場合のみ算定)			400単位を加算 (利用者1人につき1回を限度)									
4 認知症専門ケア加算 (各算定する場合のみ算定)			① 認知症専門ケア加算 Ⅰ 1日につき 2単位を加算 ② 認知症専門ケア加算 Ⅱ 1日につき 4単位を加算									
5 認知症チームケア推進加算 (各算定する場合のみ算定)			① 認知症チームケア推進加算 Ⅰ 1日につき 150単位を加算 ② 認知症チームケア推進加算 Ⅱ 1日につき 150単位を加算									
6 生活機能向上支援加算			① 生活機能向上支援加算 Ⅰ 1月につき 100単位を加算 ② 生活機能向上支援加算 Ⅱ 1月につき 200単位を加算									
7 栄養管理体制加算 (各算定する場合のみ算定)			4月につき 30単位を加算									
8 口腔衛生管理体制加算 (各算定する場合のみ算定)			0月につき 30単位を加算									
9 口腔ケアトレーニング加算 (各算定する場合のみ算定)			0回につき 20単位を加算 (6日に1回を限度)									
10 科学的介護推進体制加算 (各算定する場合のみ算定)			0月につき 40単位を加算									
11 高齢者施設等感染対策向上加算			① 高齢者施設等感染対策向上加算 Ⅰ 0月につき 100単位を加算 ② 高齢者施設等感染対策向上加算 Ⅱ 0月につき 200単位を加算									
12 高齢者施設等感染対策費			0月に1回、継続する旨1名限度として 240単位を算定									
13 生活機能向上推進体制加算			① 生活機能向上推進体制加算 Ⅰ 0日につき 100単位を加算 ② 生活機能向上推進体制加算 Ⅱ 0日につき 100単位を加算									
14 サービス提供体制強化加算			① サービス提供体制強化加算 Ⅰ 0日につき 22単位を加算 ② サービス提供体制強化加算 Ⅱ 0日につき 18単位を加算 ③ サービス提供体制強化加算 Ⅲ 0日につき 6単位を加算									
15 介護職員処遇改善加算			① 介護職員処遇改善加算 Ⅰ 1月につき + 所定単位数 × 111 / 1000 ② 介護職員処遇改善加算 Ⅱ 1月につき + 所定単位数 × 81 / 1000 ③ 介護職員処遇改善加算 Ⅲ 1月につき + 所定単位数 × 45 / 1000									
16 介護職員等特定処遇改善加算			① 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ 1月につき + 所定単位数 × 31 / 1000 ② 介護職員等特定処遇改善加算 Ⅱ 1月につき + 所定単位数 × 23 / 1000									
17 介護職員等ベースアップ等支援加算			1月につき + 所定単位数 × 23 / 1000									

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 身体障害者福祉法第119条第1項第2号に規定する障害者施設は、令和7年4月1日から適用する。

※ 労働時間外に発生する時間外手当は、福祉職の労務管理に必要となる労務管理職及び事務職等に関する人材(介護職以外の職員)については、令和7年3月31日までの期間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和16年3月31日まで算定可能。